

第7章

市民の経済

■市内総生産

単位:100万円・%

項 目	実 数		対前年度増加率		構 成 比		寄 与 度		
	25年度 2013	26年度 2014	25年度 2013	26年度 2014	25年度 2013	26年度 2014	25年度 2013	26年度 2014	
1 産 業	88,300	92,066	9.0	4.3	86.6	86.6	7.6	3.7	
第 一 次 産 業	(1)農林水産業	2,261	2,090	▲ 21.8	▲ 7.6	2.2	2.0	▲ 0.7	▲ 0.2
	①農業	2,184	1,995	▲ 22.3	▲ 8.7	2.1	1.9	▲ 0.7	▲ 0.2
	②林業	73	92	▲ 5.2	26.0	0.1	0.1	▲ 0.0	0.0
	③水産業	4	3	0.0	▲ 25.0	0.0	0.0	0.0	▲ 0.0
第 二 次 産 業	(2)鉱業	845	27	308.2	▲ 96.8	0.8	0.0	0.7	▲ 0.8
	(3)製造業	15,592	19,007	68.0	21.9	15.3	17.9	6.7	3.4
	(4)建設業	6,794	8,684	▲ 12.1	27.8	6.7	8.2	▲ 1.0	1.9
	(5)電気・ガス・水道業	2,343	2,520	19.7	7.6	2.3	2.4	0.4	0.2
第 三 次 産 業	(6)卸売・小売業	10,475	10,339	21.6	▲ 1.3	10.3	9.7	2.0	▲ 0.1
	(7)金融・保険業	3,096	2,885	▲ 6.9	▲ 6.8	3.0	2.7	▲ 0.2	▲ 0.2
	(8)不動産業	20,731	19,596	▲ 0.5	▲ 5.5	20.3	18.4	▲ 0.1	▲ 1.1
	(9)運輸業	5,620	6,083	▲ 2.0	8.2	5.5	5.7	▲ 0.1	0.5
	(10)情報通信業	2,551	2,662	4.5	4.4	2.5	2.5	0.1	0.1
	(11)サービス業	17,992	18,173	▲ 0.2	1.0	17.7	17.1	▲ 0.0	0.2
2 政府サービス生産者	11,658	12,311	▲ 1.9	5.6	11.4	11.6	▲ 0.2	0.6	
3 対家計民間非営利 サービス生産者	2,002	2,116	6.0	5.7	2.0	2.0	0.1	0.1	
4 小 計 (1+2+3)	101,960	106,493	7.5	4.4	100.1	100.2	7.5	4.4	
5 輸入品に課される税・関税 (控除)総資本形成に係る消 費税	▲ 53	▲ 237	▲ 65.5	▲ 86.3	0.1	0.0	▲ 0.1	▲ 0.2	
市内総生産 (4+5)	101,907	106,256	7.4	4.3	100.0	100.0	7.4	4.3	

第 一 次 産 業	2,261	2,090	▲ 21.8	▲ 7.6	2.2	2.0	▲ 0.7	▲ 0.2
第 二 次 産 業	23,231	27,718	34.9	19.3	22.8	26.1	6.3	4.4
第 三 次 産 業	76,468	76,685	2.4	0.3	75.0	72.2	1.9	0.2

資料:宮城県市町村民経済計算

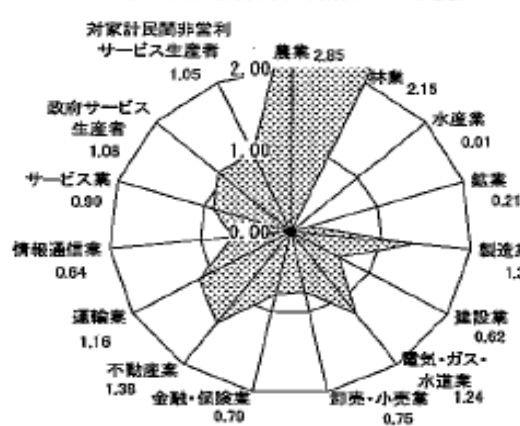
■市民所得

単位:100万円・%

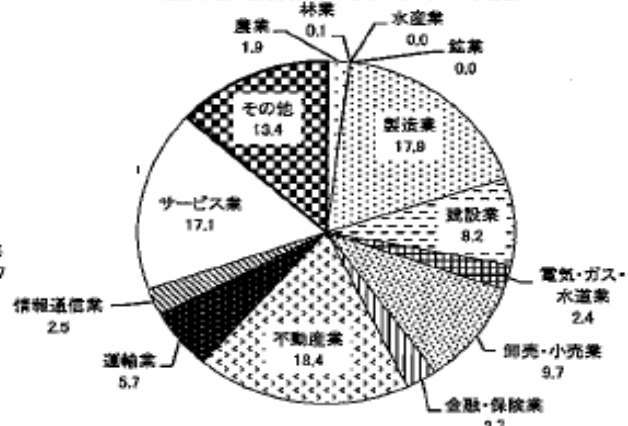
項目	実数		対前年度増加率		構成比		寄与度	
	25年度	26年度	25年度	26年度	25年度	26年度	25年度	26年度
	2013	2014	2013	2014	2013	2014	2013	2014
1 雇用者報酬	53,222	56,569	6.8	6.3	63.3	64.8	4.3	4.0
(1) 賃金・俸給	45,515	48,203	7.1	5.9	54.1	55.2	3.8	3.2
(2) 雇主の社会負担	7,707	8,366	5.3	8.6	9.2	9.6	0.5	0.8
2 財産所得	5,135	5,481	9.1	6.7	6.1	6.3	0.5	0.4
(1) 一般政府(国、県、市町村、社会保障基金)	▲ 1,244	▲ 1,172	18.5	5.8	▲ 1.5	▲ 1.3	0.4	0.1
(2) 家計	6,313	6,575	2.2	4.2	7.5	7.5	0.2	0.3
(3) 対家計民間非営利団体	66	78	13.8	18.2	0.1	0.1	0.0	0.0
3 企業所得	25,714	25,254	6.2	▲ 1.8	30.6	28.9	1.9	▲ 0.5
(1) 民間法人企業	12,714	13,819	19.3	8.7	15.1	15.8	2.6	1.3
(2) 公的企業	354	367	▲ 59.9	3.7	0.4	0.4	▲ 0.7	0.0
(3) 個人企業	12,646	11,068	▲ 0.1	▲ 12.5	15.0	12.7	▲ 0.0	▲ 1.9
市民所得(1+2+3)	84,071	87,304	6.8	3.8	100.0	100.0	6.8	3.8
(参考)一人当たり市民所得(単位:千円)	2,329	2,454	8.0	5.3				

資料:宮城県市町村民経済計算

経済活動別特化係数(26年度)



経済活動別構成比(%) (26年度)



※その内とは、政府サービス生産者、対家計民間非営利サービス生産者、輸入品に課される税・関税、(控除)総資本形成に係る消費税を加算控除したもの。

■経済活動別市内総生産の推移

単位:100万円

項 目	平成16年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	2004	2010	2011	2012	2013	2014
1 産 業	100,088	89,541	85,171	81,045	88,300	92,066
(1) 農林水産業	2,717	2,329	2,663	2,892	2,261	2,090
① 農 業	2,588	2,047	2,512	2,811	2,184	1,995
② 林 業	120	277	147	77	73	92
③ 水産業	9	5	4	4	4	3
(2) 鉱 業	111	32	58	207	845	27
(3) 製 造 業	27,355	24,780	18,845	9,279	15,592	19,007
(4) 建 設 業	6,838	4,458	7,043	7,732	6,794	8,684
(5) 電気・ガス・水道業	2,483	2,182	1,800	1,958	2,343	2,520
(6) 卸売・小売業	8,981	7,794	6,912	8,613	10,475	10,339
(7) 金融・保険業	6,700	3,640	3,527	3,327	3,096	2,885
(8) 不動産業	19,096	20,981	20,787	20,832	20,731	19,596
(9) 運輸業	5,219	5,093	4,079	5,732	5,620	6,083
(10) 情報通信業	2,786	2,283	2,328	2,442	2,551	2,662
(11) サービス業	17,802	15,969	17,129	18,031	17,992	18,173
2 政府サービス生産者	12,750	12,286	11,980	11,878	11,658	12,311
(1) 電気・ガス・水道業	776	973	1,039	938	923	1,126
(2) サービス業	6,957	6,257	5,833	5,872	5,795	6,009
(3) 公 務	5,017	5,056	5,108	5,068	4,940	5,176
3 対家計民間非営利サービス生産者	1,589	1,574	1,592	1,889	2,002	2,116
4 小 計 (1 + 2 + 3)	114,427	103,401	98,743	94,812	101,960	106,493
5 輸入品に課される税・関税	192	139	25	275	95	13
6 (控除)総資本形成に係る消費税	416	293	61	211	148	250
7 市内総生産 (4 + 5 - 6)	114,203	103,247	98,707	94,876	101,907	106,256

第 一 次 産 業	2,717	2,329	2,663	2,892	2,261	2,090
第 二 次 産 業	34,304	29,270	25,946	17,218	23,231	27,718
第 三 次 産 業	77,406	71,802	70,134	74,702	76,468	76,685
輸入品に課される税・関税・(控除)総資本形成に係る消費税	▲ 224	▲ 154	▲ 36	64	▲ 53	▲ 237
合 計	114,203	103,247	98,707	94,876	101,907	106,256

(注)市町村民経済計算では、過去の数値についても遡及して改訂しておりますので、ご利用にあてってはご注意ください。

資料:宮城県市町村民経済計算

(注)第一次産業:農林水産業、第二次産業:鉱業、製造業、建設業、第三次産業:第一・二次産業以外の産業、政府サービス生産者、対家計民間非営利サービス生産者

■市民所得の推移

単位:100万円

項 目	平成16年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	2004	2010	2011	2012	2013	2014
1 雇用者報酬	63,162	53,076	50,454	49,835	53,222	56,569
(1) 賃金・俸給	55,260	46,171	43,423	42,517	45,515	48,203
(2) 雇主の社会負担	7,902	6,905	7,031	7,318	7,707	8,366
2 財産所得	5,083	4,701	4,624	4,708	5,135	5,481
a 受 取	7,369	6,856	7,122	7,142	7,511	7,789
b 支 払	2,286	2,155	2,498	2,434	2,376	2,308
(1) 一般政府	▲ 670	▲ 1,089	▲ 1,528	▲ 1,527	▲ 1,244	▲ 1,172
a 受 取	1,406	932	830	800	1,017	1,002
b 支 払	2,076	2,021	2,358	2,327	2,261	2,174
(2) 家 計	5,691	5,704	6,099	6,177	6,313	6,575
① 利 子	1,321	2,208	2,429	2,286	2,446	2,530
a 受 取	1,519	2,330	2,560	2,386	2,553	2,654
b 支 払(消費者負債利子)	198	122	131	100	107	124
② 配当(受取)	744	495	549	850	849	1,078
③ 保険契約者に帰属する財産所得	3,194	2,615	2,756	2,650	2,607	2,587
④ 賃貸料(受取)	432	386	365	391	411	380
(3) 対家計民間非営利団体	62	86	53	58	66	78
a 受 取	74	98	62	65	74	88
b 支 払	12	12	9	7	8	10
3 企業所得(配当受払後)	20,601	19,767	20,856	24,205	25,714	25,254
(1) 民間法人企業	8,337	6,463	8,323	10,658	12,714	13,819
(2) 公的企業	▲ 954	637	420	883	354	367
(3) 個人企業	13,218	12,667	12,113	12,664	12,646	11,068
a 農林水産業	850	179	1	297	338	▲ 95
b その他の産業	3,329	2,245	1,951	2,050	2,274	1,888
c 持ち家	9,039	10,243	10,161	10,317	10,034	9,275
4 市民所得(1+2+3)	88,846	77,544	75,934	78,748	84,071	87,304
(参考)一人当たりの市民所得(単位:千円)	2,227	2,072	2,055	2,156	2,329	2,454

資料:宮城県市町村民経済計算

■平成26年度市内総生産 全市町村との比較

単位:100万円・%

項 目	実 数		対前年度増加率		構 成 比	
	全市町村	白石市	全市町村	白石市	全市町村	白石市
第一次産業	96,097	2,090	▲ 10.7	▲ 7.6	1.1	2.0
農業	58,567	1,995	▲ 20.3	▲ 8.7	0.7	1.9
林業	3,575	92	15.0	26.0	0.0	0.1
水産業	33,955	3	9.3	▲ 25.0	0.4	0.0
第二次産業	2,353,208	27,718	15.8	19.3	26.5	26.1
鉱業	10,692	27	22.6	▲ 96.8	0.1	0.0
製造業	1,161,672	19,007	11.1	21.9	13.1	17.9
建設業	1,180,844	8,684	20.8	27.8	13.3	8.2
第三次産業	6,424,260	76,685	0.6	0.3	72.2	72.2
電気・ガス・水道業	170,705	2,520	7.4	7.6	1.9	2.4
卸売・小売業	1,157,252	10,339	▲ 1.7	▲ 1.3	13.0	9.7
金融・保険業	307,506	2,885	▲ 0.5	▲ 6.8	3.5	2.7
不動産業	1,189,298	19,596	▲ 2.7	▲ 5.5	13.4	18.4
運輸業	438,589	6,083	3.7	8.2	4.9	5.7
情報通信業	347,992	2,662	▲ 3.9	4.4	3.9	2.5
サービス業	1,689,375	18,173	2.1	1.0	19.0	17.1
政府サービス生産者	954,603	12,311	5.1	5.6	10.7	11.6
電気・ガス・水道業	57,598	1,126	14.6	22.0	0.6	1.1
サービス業	279,088	6,009	2.7	3.7	3.1	5.7
公務	617,917	5,176	5.3	4.8	6.9	4.9
3 対家計民間非営利 サービス生産者	168,940	2,116	▲ 2.5	5.7	1.9	2.0
4 小 計 (1+2+3)	8,873,565	106,493	4.1	4.4	99.7	100.2
輸入品に課される税・関 税	87,045	13	41.0	▲ 86.3	1.0	0.0
(控除)総資本形成に 係る消費税	64,759	250	45.9	68.9	0.7	0.2
市内総生産 (4+5)	8,895,851	106,256	4.1	4.3	100.0	100.0

資料:宮城県市町村民経済計算

■平成26年度市民所得 全市町村との比較

単位:100万円・%

項目	分配		分配増加率		分配構成比	
	全市町村	白石市	全市町村	白石市	全市町村	白石市
雇用者報酬	4,082,781	56,569	2.3	6.3	62.5	64.8
賃金・俸給	3,478,996	48,203	1.9	5.9	53.2	55.2
雇い主の社会負担	603,785	8,366	4.5	8.6	9.2	9.6
財産所得	391,675	5,481	7.0	6.7	6.0	6.3
受取	549,871	7,789	4.3	3.7	8.4	8.9
支払	158,196	2,308	▲ 2.0	▲ 2.9	2.4	2.6
一般政府	▲ 81,281	▲ 1,172	7.9	5.8	▲ 1.2	▲ 1.3
受取	67,531	1,002	4.1	▲ 1.5	1.0	1.1
支払	148,812	2,174	▲ 2.8	▲ 3.8	2.3	2.5
家計	467,733	6,575	4.1	4.2	7.2	7.5
利子	177,371	2,530	1.1	3.4	2.7	2.9
受取	186,074	2,654	1.6	4.0	2.8	3.0
支払	8,703	124	13.3	15.9	0.1	0.1
配当(受取)	75,587	1,078	24.1	27.0	1.2	1.2
保険契約者に帰属する財産所得	169,276	2,587	0.6	▲ 0.8	2.6	3.0
賃貸料(受取)	45,499	380	1.5	▲ 7.5	0.7	0.4
対家計民間非営利団体	5,223	78	7.3	18.2	0.1	0.1
受取	5,904	88	8.1	18.9	0.1	0.1
支払	681	10	14.6	25.0	0.0	0.0
企業所得(配当受払後)	2,060,102	25,254	0.5	▲ 1.8	31.5	28.9
民間法人企業	1,354,192	13,819	7.1	8.7	20.7	15.8
公的企業	47,407	367	▲ 8.3	3.7	0.7	0.4
個人企業	658,503	11,068	▲ 10.3	▲ 12.5	10.1	12.7
農林水産業	▲ 7,120	▲ 95	▲ 135.3	▲ 128.1	▲ 0.1	▲ 0.1
その他の産業	143,200	1,888	▲ 11.5	▲ 17.0	2.2	2.2
持ち家	522,423	9,275	▲ 5.4	▲ 7.6	8.0	10.6
市町村民所得	6,534,558	87,304	2.0	3.8	100.0	100.0
一人当たりの市町村民所得(単位:千円)	2,807	2,454	2.0	5.3		

資料:宮城県市町村民経済計算

〔用語解説〕

経済活動分類

経済活動分類は、取引主体を財貨・サービスの生産および使用に關与する性格に従って、同質的な事業所型の単位が分類単位とされ、①産業、②政府サービス生産者、③対家計民間非営利サービス生産者の3つに分類される。

① 産業

産業は、市場において生産コストをカバーする価格で販売することを目的として、言い換えれば、利潤の獲得を目的として財貨・サービスを生産する事業所から構成される。

産業は、民間企業の事業所が中核としての地位を占めるが、公的企業として産業に分類される政府関係機関がある。公的企業は、投入と生産技術が民間企業と類似しており、料金がコストをカバーしなくとも、価格が販売される価格が販売される財貨・サービスの量と質に比例し、かつその購入が購入者の意志に基づいていることが特徴である。

他に、次のものが産業に含まれる。

- ・主として企業に奉仕する民間非営利団体
- ・家計の所有する住宅や、政府もしくは民間非営利団体が職員のため所有する住宅の帰属家賃部分
- ・家計、政府、民間非営利団体が自ら使用するために行う住宅もしくは非住居用建物の建設活動

② 政府サービス生産者

政府サービスとは、国家の治安や秩序の維持、経済厚生、社会福祉の増進などのためのサービスで、政府以外によっては効率的かつ経済的に供給されないような社会の共通目的のために行われる性格のものである。

政府サービス生産者には、上記の機能を果たす中央および地方の行政機関のほか、社会保障給付を目的とする組織や事業団など特定の非営利団体が含まれる。特定の非営利団体とは、政府によって強い監督や大幅な資金供給を受けるもの、もしくは主として政府にサービスを提供することを目的とする非営利団体からなる。

しかし、産業に分類される公的企業は含まれない。

③ 対家計民間非営利サービス生産者

対家計民間非営利サービス生産者は、個人の自発的な意志に基づく団体として組織され、その活動は利益の追求を目的とせず、他の方法では便利に提供し得ない社会的・地域的サービスを家計に提供するものである。例えば、労働組合、政党、私立学校、宗教団体などが該当する。

その活動資金は、会員からの会費や個人、企業、政府からの寄付および財産収入によって調達され、運営管理の面や資金調達の面でも前期の①、②の生産者とは異なっているものである。

生産・輸入品に課される税

生産・輸入品に課される税とは、いわゆる「間接税」であり、財貨・サービスの生産、販売、購入または使用に關して生産者に課せられる租税で、税法上損金算入を認められ、その負担が最終購入者へ転嫁されるものである。例として、消費税、関税、酒税等の国内消費税、不動産取得税、印紙税等の取引税、事業税、固定資産税、企業の支払う自動車税などがあげられる。